

補助金の申請にあたり、申請書、同意書の他に以下の書類が必要となります。

(1) ～ (6) の該当箇所をご確認ください。

(1) 全員が提出必要

- 写真付き身分証明書の写し (掲示により本人確認ができる書類)
- 移住先 (松江市) の住民票
- 移住元の住民票の除票の写し (移住元での在住地、在住期間を確認できる書類)
※世帯で移住の場合は、世帯員全ての除票の写しが必要です
- 移住支援金の振込先の預金通帳等の写し又はキャッシュカードの写し (確実に振込可能となる情報 [口座番号、名義人等] が確認できるものに限る。)

(2) 東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区への通勤者のみ提出が必要

- 東京 23 区で勤務していた企業等の就業証明書等 (移住元での在勤地、在勤期間、雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

(3) 東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区に通勤していた法人経営者又は、
個人事業主のみ提出が必要

< 移住日が令和 8 年 4 月 1 日以降の方 >

- 履歴事項全部証明書、開業届の写し等 (移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類)

< 移住日が令和 8 年 3 月 31 日以前の方 >

- 開業届出済証明書等 (移住元での在勤地を確認できる書類)
- 個人事業等の納税証明書 (移住元での在勤期間を確認できる書類)

(4) 東京圏から東京 23 区内の大学等に通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類

- 卒業証明書等 (在学期間や卒業校を確認できる書類)
- 東京 23 区で勤務していた企業等の就業証明書等 (移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

(5) 世帯および子育て加算の金額を申請する場合に提出が必要

- 移住元の住民票の除票の写し (申請者を含む 2 人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類)

(6 a) 就業の申請者のみ提出が必要

- 就業先企業等の就業証明書 (雇用形態、応募日等を確認できる書類)

(6 b) テレワークの申請者のみ提出が必要

所属先企業等の就業証明書

※個人事業主を対象とする場合については、書類の追加提出がございます。別途
ご相談ください。

(6 c) 関係人口の申請者のみ提出が必要

関係人口であることが分かる証明書

(6 d) 起業の申請者のみ提出が必要

起業支援金事業の交付決定通知書 (写し)